

## 2026年版島根県民手帳に掲載する有料広告募集要項

島根県統計協会（以下、協会という）では、来年発行する2026年版島根県民手帳へ掲載する有料広告を以下のとおり募集します。

### 1. 2026年版島根県民手帳の概要

名称	2026年版島根県民手帳
規格	縦140mm×横80mm（本体） 約260ページ
発行部数	5,500部予定
発行日	令和7年秋（予定）
内容	島根県、県内市町村、全国の統計情報、暮らしのお役立ち情報を掲載しています。 また、年度、暦年どちらにも対応できるよう2027年3月までカバーした月間カレンダー・週間カレンダーを掲載しています。 県内だけでなく県外にも購入者がおり、66年以上にわたり親しまれている手帳です。
販売期間	令和7年秋～令和8年秋（予定）
販売場所 （2024年版実績）	一文字家売店（松江駅内）、今井書店、出雲空港売店、牛尾書店、観光センターいずも、紀伊国屋書店、グリーンシティー、ジュンテンドー、セブン-イレブン、ブックセンターコスモ、ブックセンタージャスト、ファミリーマート、ぶんぶん堂、ホームプラザナフコ、ポプラ・生活彩家、松江堀川地ビール館、宮脇書店、明林堂書店、ラピタ書店、ローソン・ローソンポプラ、島根県立美術館、島根県物産観光館、日比谷しまね館、県庁・県合庁売店、県内市町村役場、島根県統計協会（企業については50音順）
購入者層	県民及び県外在住者、島根県職員、市町村職員 ほか
発行元	協会

### 2. 募集広告の概要

	一頁相当
サイズ	135mm×75mm
掲載料	100,000円（税込み）
色数	4色（カラー刷り）
募集枠数	3
広告掲載場所	広告掲載場所は、週間スケジュールの以下の月に掲載を予定して

	<p>いますが、変更となる可能性もありますので、ご了承ください。</p> <p>① 8月、11月、12月</p> <p>② 編集の都合により希望に添えない可能性もありますので、あらかじめご了承ください。</p>
--	---

### 3. 留意事項

広告主に関する制限	別表1に該当する業種又は事業者の広告は掲載しません。
広告掲載の範囲	別表2に該当する広告は取り扱いません。
広告掲載の中止	<p>1. 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を中止することができます。</p> <p>① 広告主が、「広告主に関する制限」のいずれかに該当すると判明したとき。</p> <p>② 「広告掲載の範囲」に反すると判断したとき。</p> <p>③ 定められた日までに広告原稿が提出されないとき。</p> <p>④ 修正の指示に従わないとき。</p> <p>2. 協会は、広告の掲載を中止した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知します。</p>
広告主の責務	<p>1. 広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとします。</p> <p>2. 広告の作成にかかる経費は広告主が負うものとします。</p> <p>3. 広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。</p>

※「島根県広告事業実施要綱」、「島根県広告取扱基準」を準用して取り扱うものとします。

### 4. 申込みについて

申込方法	<p>1. 広告掲載申込書</p> <p>「広告掲載申込書」(別紙1)に必要事項を記載のうえ、郵送、メール、持参のいずれかの方法により島根県統計協会にお申し込みください。</p> <p>2. 添付書類</p> <p>次の添付書類のすべてをご提出ください。</p> <p>① 広告のデザイン案 (イメージがわかるもの)</p> <p>② 法人・団体の場合は、定款、寄付行為又は規約の写し</p>
------	--

	<p>個人事業主の場合は、住民票抄本又は運転免許証の写し</p> <p>③会社概要など、業務内容がわかるもの</p> <p>④誓約書（別紙2）</p> <p>3. 期限までに到達しない場合、書類に不足がある場合は申込を無効にする場合がありますので、ご注意ください。</p>
申込み期限	令和7年1月31日

#### 5. 決定方法について

決定方法	協会で審査のうえ決定します。
決定通知	協会で審査した結果は、申込者へ決定通知を送付します。 広告掲載の決定した申込者へ、入稿期限日等をお知らせします。

#### 6. 入稿について

入稿期限	令和7年3月31日
留意事項	<p>1. データで入稿してください。</p> <p>2. 入稿時には出力見本も添えてください。</p> <p>3. 提出された内容について、修正いただく場合があります。</p>

#### 7. 広告料の納入について

納入方法	別途発行する請求書により、納入期限内に納入してください。
------	------------------------------

#### 8. 申込み・問い合わせ先

##### 【島根県統計協会】

担当者：藤原

所在地：〒690-8501

松江市殿町1番地（島根県政策企画局統計調査課内）

電話：0852-22-5078

メール：[toukei-riyou@pref.shimane.lg.jp](mailto:toukei-riyou@pref.shimane.lg.jp)

## 3. 留意事項「広告主に関する制限」について

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しません。

(1) 各種法令に違反しているもの
(2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
(3) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に規定する貸金業に該当するもの
(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当するもの。ただし、知事が特に認めるものを除く。
(5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
(6) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
(7) 建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱(昭和 63 年 5 月 31 日付け管発第 181 号)に基づく指名停止を受けている者
(8) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
(9) その他広告に係る業種又は事業者として適当でないと協会が判断したもの 例えば、次のようなものをいう。(島根県広告取扱基準と同じ) ①医療行為に類似したサービス又は医療用具、器具に類似した商品に該当するもの ②連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、又はこれらに類する取引に該当するもの ③興信所、探偵事務所等に該当するもの ④占い、運勢判断等に該当するもの ⑤民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生手続中の者

## 3. 留意事項「広告掲載の範囲」について

広告は、次の各号のいずれかに該当するものは取り扱いません。

<p>(1) 法令、規則等に反するもの又はそのおそれのあるもの        例として、次のようなものをいう。(島根県広告取扱基準と同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの</li> <li>②法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの</li> <li>③その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの</li> </ul>
<p>(2) 政治性又は宗教性のあるもの        例えば、次のようなものをいう。(島根県広告取扱基準と同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの(選挙広告を含む。)</li> <li>②政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(政党広告を含む。)</li> <li>③宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(宗教団体の広告を含む)</li> </ul>
<p>(3) 意見広告及び名刺広告又はこれに類するもの        例えば、次のようなものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人又は団体の社会問題に関する特定の意見等</li> <li>②国内世論が大きく分かれる主義・主張など</li> <li>③協賛や寄附などを目的とした個人、法人又は代表者の名前、身分、住所等のみの名刺状の広告</li> </ul>
<p>(4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの        例えば、次のようなものをいう。(島根県広告取扱基準と同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現(合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。)</li> <li>②射幸心をあおる表示又は表現</li> <li>③誇大な表現を含むもの</li> <li>④社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの</li> </ul>

<p>⑤投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの</p> <p>⑥他人名義の広告</p> <p>⑦その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）</p>
<p>(5) 公序良俗に反するおそれのあるもの</p> <p>例えば、次のようなものをいう。（島根県広告取扱基準と同じ）</p> <p>①暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの</p> <p>②醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの</p> <p>③性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの</p> <p>④犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの</p> <p>⑤その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの</p>
<p>(6) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの</p> <p>例えば、次のようなものをいう。（島根県広告取扱基準と同じ）</p> <p>①他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの</p> <p>②人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの</p> <p>③第三者の氏名、写真を無断で使用するもの及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの</p>
<p>(7) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に該当するもの</p>
<p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの</p>
<p>(9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの</p>
<p>(10) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの</p>
<p>(11) 社員等の人事募集広告に該当するもの</p> <p>例えば、社員、副業、内職、会員等の募集に関するものをいう。（島根県広告取扱基準と同じ）</p>
<p>(12) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの</p> <p>例えば、第三者の氏名、写真の無断使用や商標、著作権その他の財産権を無断で使用するものなどをいう。</p>
<p>(13) 比較広告したもの</p> <p>例えば、次のようなものをいう。（島根県広告取扱基準と同じ）</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>①自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの</li> <li>②商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの</li> </ul>
<p>(14) その他掲載する広告として適当でないと協会が判断したもの        例えば、次のようなものをいう。(島根県広告取扱基準と同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①協会が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの</li> <li>②品位を損なう表現のもの</li> <li>③投機を著しくあおる表現のもの</li> <li>④債権取立て、示談引き受けなどに関するもの</li> <li>⑤謝罪、釈明などのもの</li> <li>⑥訪ね人、養子縁組などのもの</li> <li>⑦暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの</li> </ul>

令和 年 月 日

島根県統計協会長 様

## 広告掲載申込書

2026年版島根県民手帳への広告掲載について、下記のとおり申し込みます。

記

広告掲載申込者	所在地		〒
	(ふりがな)		
	名称		
	代表者職・氏名		
	担当者職・氏名		
	連絡先	電話番号	
		メールアドレス	
業種			
希望掲載場所  (※編集の都合で希望どおりに ならない可能性があります。)		希望するものに○を付けてください。  8月 / 11月 / 12月 / いずれでもよい	
添付書類		①広告のデザイン案 (イメージがわかるもの) ②法人・団体の場合は、定款・寄付行為又は規約の写し 個人事業主の場合は、住民票抄本又は運転免許証の写し ③会社概要など、業務内容がわかるもの ④誓約書 (別紙2)	

【申込先】 島根県統計協会 (島根県政策企画局統計調査課内)

所在地 〒690-8501 松江市殿町1番地

メール [toukei-riyou@pref.shimane.lg.jp](mailto:toukei-riyou@pref.shimane.lg.jp)

## 誓約書

2026年版島根県民手帳の広告掲載について、以下3点を誓約します。

- ①「島根県民手帳広告募集要項」を遵守すること
- ②申請書類に偽りがないこと
- ③広告主に決定した場合、指定する納入期限内に広告料を納入すること

島根県統計協会長 様

令和 年 月 日

本社（主たる事業所）所在地

名称

代表者職・氏名